

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）

改正案	現行
<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二十五〜三十八（略）</p>	<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 <del>貸金業の規制等に関する法律</del>（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二十五〜三十八（略）</p>